

空き家バンクに関する Q&A(よくあるお問い合わせ)

Q:空き家バンクの物件は誰でも内覧できますか？

A:内覧は、空き家バンク利用者登録をいただいている方が対象です。利用者登録がまだの方は、

『空き家バンクホームページ→はじめてご利用の方へ』より、

『利用者登録はこちら』からご申請ください。

(https://iga-akiyabank.com/akiyabank/?page_id=25)



Q:物件の詳しい住所が知りたいです。

A:住所のお答えは、空き家バンク利用者登録をいただいている方が対象です。利用者登録がまだの

方は、『空き家バンクホームページ→はじめてご利用の方へ』より、

『利用者登録はこちら』からご申請ください。

(https://iga-akiyabank.com/akiyabank/?page_id=25)



Q:店舗や事務所等として活用したいと考えていますが、物件の購入はできますか？

A:はい、ご利用できます。ただし、建物利用用途については、開発指導室へお問い合わせください。

(お問い合わせ先:開発指導室

TEL 0595-22-9733、FAX 0595-22-9734、E-Mail kaihatsu@city.iga.lg.jp)

Q:すぐに住む予定はないですが、将来のために購入したい、またはセカンドハウスとして購入することはでき

ますか？

A:はい、ご購入いただけます。ただし、日常的に管理をしていただく必要があります。

Q:物件を内覧したい場合はどこに連絡したらいいですか？

A:市空き家対策室までご連絡ください。

(TEL 0595-22-9676、FAX 0595-22-9736、E-mail akiya@city.iga.lg.jp)

Q:内覧のときは誰が案内してくれますか？

A:媒介担当の不動産事業者がご案内します。

Q:伊賀市外からの移住を考えています。内覧時にまちの案内も一緒にお願いできますか？

A:移住に関するご相談は、地域創生課の移住コンシェルジュへお問い合わせください。

(お問い合わせ先:地域創生課

TEL 0595-22-9680、FAX 0595-22-9672、E-Mail chisou@city.iga.lg.jp)